

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

新型コロナウイルス感染症感染防止継続支援補助金 ～医療機関等における感染拡大防止等の支援について～

新型コロナの感染拡大が長期化し、変異株も出現する中で、医療機関等においては院内等の感染拡大を防ぐための取組を行い、平常時には発生しないかかり増し費用が発生しています。このような中、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための措置を講じながら医療提供を継続している、保険医療機関(医科・歯科)、保険薬局、指定訪問看護事業者等に対して、感染拡大防止に要する費用の支援を行うこととなりました。詳細は一部未確定な部分もありますが、現時点で把握できていることをお伝え致します。

補助上限額

病院・有床診療所(医科、歯科) 10万円

無床診療所(医科、歯科) 8万円

薬局、訪問看護ステーション、助産所 6万円

※介護事業に関しても施行される見込みです。(6万円)

補助の対象経費

・令和3年10月1日～令和3年12月31日までにかかる感染拡大防止に要する費用が対象となります。

(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は対象外)

※経費の例

備品購入費、清掃委託、洗濯委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

(但し、30万円以上の機械、器具備品等の財産を取得した場合、厚生労働大臣の承認が必要となり、内容によっては補助の全部又は一部を返納する可能性があります。)

申請期間・申請方法

令和3年11月1日から令和4年1月31日までにインターネットを利用した電子申請で行います。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

詳しくは医師会、歯科医師会よりご連絡があると思いますが、不明な点ございましたらお気軽に窓口担当者までお問い合わせください。